令和８年度　国内需要安定化事業
地域別旅行需要分析業務
企画提案型コンペティション
仕様書



1.　事業目的

本県の観光振興においては、観光需要の季節平準化に加え、滞在日数の延伸及び県内消費額の拡大が求められている。

これまで首都圏を中心に、エシカルトラベルや離島周遊の魅力発信、リピーター創出といった長期滞在や春季・冬季の来沖促進に向けたプロモーションに取り組んできたが、首都圏以外の市場においても同様の訴求が有効であるか、また、地域ごとに異なる旅行ニーズや行動特性に応じたアプローチを検討する必要がある。

本業務では、沖縄県を除く 46 都道府県を対象に、旅行動向や沖縄旅行に対する需要・意向等を分析し、地域ごとの特性や誘客可能性を明らかにする。さらに、その結果を踏まえ、春季・冬季の誘客、滞在日数の延伸及び県内消費額の拡大に向けた効果的なプロモーションの方向性を整理することを目的とする。

なお、分析結果は、旅行会社・OTA 等との連携も含め、旅行の検討から予約・来沖につながる具体的な誘客施策の立案及び今後の国内プロモーションの展開に活用する。

2. 委託業務の内容

（1）　地域別の旅行動向・市場特性の整理
（2）　首都圏以外の市場におけるプロモーションの方向性整理
（3）　効果検証の提案および実施
（4）　精算関係書類の提出
（5）　その他、業務実施にあたり OCVB と協議の上、業務遂行に必要とされる業務

3. 業務内容

（1）地域別の旅行動向・市場特性の整理

ア. 46 都道府県ごとの旅行動向・市場特性の整理

国内各地域における沖縄旅行の需要や旅行者の特性を把握するため、公開統計、既存調査データ、観光関連データ等を活用し、46 都道府県ごとに旅行動向を整理すること。整理にあたっては、以下の①から③までを必須の項目とし、使用するデータを提案すること。また、今後 OCVB によってクロス集計等で活用できるよう、①から③までの各項目を一つの CSV データに統合し、相互に関連付けて分析・集計が可能な形式で整理のうえ、提出すること。

① 都道府県別の旅行動向・旅行者特性（性別・年代・同行者）
② 季節別の来訪実績・旅行意向
③ 交通アクセスと旅行需要の関係（直行便の有無）

※また、プロモーションの方向性を検討する上で有用な情報を整理すること。（例:旅行契機となった情報媒体や乗継時の利用空港など）

イ. 地域区分Aを基本とした旅行動向・市場特性の整理

ア.の調査結果を内閣府が示す地域区分A（北海道、東北、北関東、南関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）を基本に整理する。

なお、同一の地域区分内において、利用空港や旅行者の行動特性等の共通点・相違点を踏まえ、さらにグループ化することが有効と考えられる場合は、その根拠を示した上で、グループ分けも可とする。

（2）首都圏以外の市場におけるプロモーションの方向性整理・分析

(1)を踏まえ、春季・冬季の誘客、滞在日数の延伸及び県内消費額の拡大に向けたプロモーションの方向性を、以下の項目に沿って地域区分ごとに整理・分析すること。

プロモーションの整理の視点	整理する内容
春季・冬季の誘客	春季・冬季の来沖を後押しする観光コンテンツ・訴求内容
滞在日数の延伸	延泊を後押しする条件・過ごし方
県内消費額の拡大	消費拡大につながる体験・サービスなど
情報発信の時期	旅行の検討・予約時期に応じた情報発信の時期

※必要に応じてそのほかの項目の提案も可とする。

（3）効果検証の提案および実施

上記で整理したプロモーションの方向性について、その内容の現実性を検証するための効果検証を実施すること。なお、企画提案にあたっては、効果検証の目的、検証手法、評価指標及び実施スケジュール等について、具体的に提案すること。検証結果を踏まえ、必要に応じて重点地域・旅行者層やプロモーションの方向性を見直し、最終的な分析結果及び提案を、根拠とともに最終報告書に取りまとめること。

（4） 精算関係書類の提出

業務にかかった費用内訳及びその支払を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表・日報等根拠資料）を提出すること。

（5）その他、業務実施にあたりOCVBと協議の上、業務遂行に必要とされる業務

4.成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は「表1」の通りとする。

表１　成果物等一覧

項目	内容
地域別旅行動向・旅行者特性分析データ	３．(1) ア.に基づく CSV 形式のデータ。今後、OCVB においてクロス集計等の二次利用が可能な形式とすること。
地域区分分析資料	3.（1）イ.に基づく分析資料
プロモーションの方向性整理・分析資料	3.（2）に基づく分析資料
業務完了報告書	3.(3)に基づく報告書原本（3 部）及びデータ（PDF とパワーポイント）
業務完了報告概要書	業務完了報告書を A4 版 1～2 枚程度にまとめた概要書原本及びデータ（PDF とパワーポイント）

５．スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

・成果物及び業務完了報告書の提出：令和 9 年 2 月 26 日（金）まで。

６．契約不適合責任

受託者は、納品後から 1 年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、またはこれを取り換える責任を負うこと。

７．業務実施にあたっての留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、既存データや公開情報等を有効に活用し、必要性・有効性を踏まえた効率的な調査・分析を行うこと。

(2) 新規アンケート調査等を実施する場合は、調査目的や分析上の必要性を明確にしたうえで、対象者、サンプル数、調査項目、実施方法等を提案し、当財団と協議のうえ実施すること。

(3) 実証的な施策については、実施内容、対象、期間、評価指標及び効果検証方法を事前明確にし、当財団と協議のうえ進めること。

(4) 業務の進捗状況について適宜報告を行い、必要に応じて当財団と協議・調整を行うこと。

(5) 業務の実施にあたり、関係法令及び個人情報保護等に関する規定を遵守すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、当財団と受託者が協議のうえ決定するものとする。

８．著作権・特許等

(1) 受託事業者は、本業務で作成された業務完了報告書及び報告概要書に関し、全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、沖縄県及び OCVB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に沖縄県及び OCVB の承諾を得るものとする。

(2) 受託事業者は、沖縄県及び OCVB の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定
されている権利を行使することができない。

(3) 成果物の作成に使用する既存のデータ及び資料等について、成果物への掲載又は納品後の利用に制限がある場合は、使用前にその内容を沖縄県及び OCVB に示し、取扱いを協議すること。

(4) 成果物として納品する CSV データ、分析資料及び集計・整理した資料は、沖縄県及び OCVB が、納品後に観光振興に係る業務で再集計、再分析、加工及び資料への転載等の二次利用ができるものとする。これらの成果物に係る著作権の譲渡は要しない。また、沖縄県又は OCVB が観光振興に資すると判断した場合に、第三者に提供できる資料、データ及び集計・分析結果の範囲並びに提供条件を、納品時に明示すること。

(5) 成果物の使用期限は設けないものとする。

(6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。

(7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

(8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、充分な広報展開が出来ないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

９．注意事項

(1) 提案企画の中で OCVB が行なう業務がある場合は、企画書に明確に記載すること。

(2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとすること。

(3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。

(4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。

(5) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。

以上